

# 「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業委託業務 仕 様 書 (案)

## 1 事業目的

えひめいやしの南予博 2016 の成果を継承するとともに、「いやしの南予」ブランドを推進するため、持続的に南予に「来て」「泊まって」「体験して」もらうシステム（いやしの南予・体験泊）を構築し、旅行商品化を進め、南予の観光コンテンツとしてその魅力を広域的に発信することで、「いやしの南予」の認知度を向上させ、南予への集客及び滞在日数の向上により、南予のブランド化及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## 2 事業期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

## 3 事業費（委託料）

1,500,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 委託業務

### (1) 業務の内容

「いやしの南予・体験泊」参画事業者（南予地域宿泊事業者及び体験プログラム実施事業者）が造成を行う体験泊プランを宿泊・体験予約サイトを中心に登録、広報を行っていくにあたり、下記①及び②の内容にかかる事業の実施に必要な一切の業務を行う。

- ① 「いやしの南予・体験泊」商品造成及び宿泊・体験予約サイト登録のサポート
  - 体験泊参画事業者に対する商品造成の際の助言、予約サイト登録時のサポート等を行う。
  - 助言及びサポートについては、各事業者に対して訪問、電話、メール等を活用し、効果的に行う。
- ② 「いやしの南予・体験泊」及び体験泊プランのインターネットを活用した効果的な広報
  - 広報はインターネット媒体（web、メールマガジン、SNS 等）を活用したものとする。
  - 広報については、以下の2点に重点を置いて企画・実施する。
    - ・体験泊を南予の観光コンテンツとして広く認知してもらうための周知。
    - ・体験泊プランへの効果的な誘導、周知。

## 5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について南予広域連携観光交流推進協議会（以下「旅南予協議会」という。）と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して旅南予協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、旅南予協議会の検査を受けること。
- (3) 旅南予協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 6 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から旅南予協議会に提出された企画提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が旅南予協議会から受領又は閲覧した資料等は、旅南予協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た旅南予協議会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 7 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は旅南予協議会に協議することとする。

## 8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、旅南予協議会の承諾を得なければならない。

## 9 その他

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、旅南予協議会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ旅南予協議会と協議のうえ処理するものとする。